

「103万円の壁」への対応(その他)

改正の内容

(1)所得税

- ・ 基礎控除について、新たに合計所得金額が2,350万円以下の区分を設け、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が48万円から**58万円**に10万円引上げられる。(前掲)
- ・ 障害者控除の対象となる配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- ・ 寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- ・ ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- ・ 勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額要件が、75万円以下から**85万円以下**に10万円引上げられる。
- ・ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が、55万円から**65万円**に10万円引上げられる。

※合計所得金額とは、給与所得、雑所得等の各種所得金額を合計した金額で、所得控除(基礎控除、配偶者控除等)を差引く前(損失の繰越控除前)の金額をいう。

改正の内容

(1)所得税(続き)

項目	改正前		改正後	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
基礎控除	本人の合計所得金額2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	48万円 32万円 16万円 0円	本人の合計所得金額 2,350 万円以下 本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	58 万円 48万円 32万円 16万円 0円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 48 万円以下	27万円～75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 58 万円以下	27万円～75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 48 万円以下	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 58 万円以下	35万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 75 万円以下	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 85 万円以下	27万円
家内労働者等の特例	-	最低保障額 55 万円	-	最低保障額 65 万円

改正の内容

(2)個人住民税

- ・ 障害者控除の対象となる配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引き上げられる。
- ・ 寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引き上げられる。
- ・ ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引き上げられる。
- ・ 勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額要件が、75万円以下から**85万円以下**に10万円引き上げられる。

項目	改正前		改正後	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	26万円～53万円	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	26万円～53万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	26万円	扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	26万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 48 万円以下	30万円	生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 58 万円以下	30万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 75 万円以下	26万円	勤労学生の合計所得金額要件 85 万円以下	26万円